

議案第1号

伊賀市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の制定について

伊賀市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例を次のとおり制定しようとする。

平成24年1月26日提出

伊賀市長 内保博仁

記

伊賀市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例

(目的)

第1条 この条例は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づき、三重県が行う急傾斜地崩壊対策事業（以下「事業」という。）について本市が負担する経費の一部に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づき徴収する分担金（以下「分担金」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(分担金徴収者の範囲)

第2条 分担金は、事業の実施によって著しく利益を受ける者（以下「受益者」という。）から、その受益の限度に応じて徴収する。

(分担金の額)

第3条 分担金の総額は、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条の規定に基づき市が負担する額の2分の1に相当する額とする。

(分担金の納期等)

第4条 分担金は、事業の着手後、納入通知書により徴収するものとし、納期は、その都度市長が定める。

(分担金の減免等)

第5条 市長は、災害その他やむを得ない理由により必要があると認めたときは、分担金の徴収を猶予し、又は減額し、若しくは免除することができる。

(補足)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度以後の急傾斜地崩壊対策事業に係る分担金の徴収について適用する。